

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、身体障害者手帳が交付される障害の範囲に肝臓の機能の障害が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 身体障害者手帳の交付の申請に添付する診断書・意見書の様式に、肝臓の機能障害の状態及び所見の項を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 国による看護師学校養成所の指定基準が改正されたため、これに適合するよう、教育内容等について所要の改正を行う。
- (2) 学校の管理運営の効率化を図るため、社会福祉士又は介護福祉士に係る既修得単位の認定方法の見直し、授業料の納付期限の統一その他所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 第2看護学科の教育内容、授業科目及び単位数を国による看護師学校養成所の指定基準に適合するものとする。
- (2) 社会福祉士又は介護福祉士に係る入学前の既修得単位の認定について、必要な事項は校長が別に定めることとする。
- (3) 月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料の納付期限を復学した日の属する月の翌月の末日まで（現行 復学の日から10日以内）とする。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。